

# 月刊 労運研レポート

No. 16

2015年10月10日号

- |                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| ・巻頭言「差別・格差をなくし、最賃闘争を共同闘争として展開しよう 伊藤彰信 | 2P       |
| 「第4回研究会」特集                            |          |
| 「転換期に立つ最低賃金闘争の課題と展望」                  | 龍井葉二 4P  |
| 「最低賃金引き上げ闘争の新たな展開を」                   | 河添 誠 10P |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■[mail /roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp)

## 差別・格差をなくし、最賃闘争を共同闘争として展開しよう

伊藤彰信（労運研共同代表）

安保法制を成立させた安倍首相は、9月24日、自民党総裁に再選（任期は2018年9月まで）されたことを受けて記者会見を行い、今後は経済優先の姿勢を打ち出した。アベノミクス第2ステージという向う3年間の政策目標を掲げ、来年の参議院選挙で勝利し、次は憲法改正を狙っている。もう国民は騙されない。安保法制を廃案にするたたかいだけでなく、アベノミクスと対決する職場のたたかいを強化して、安倍政権を打倒する運動が求められている。

まず、アベノミクスは、貧困を増大させ、格差を拡大させる政策であることをもっと強く労働者に訴えることが必要である。労働組合の春闘総括などを読むと「アベノミクスの恩恵は、いまだ、中小企業労働者や非正規労働者に届いていません」などと書いている。その淡い期待が安倍政権の暴走を許した元凶であることを反省しなければならない。幻想を捨てて、アベノミクスは、中小企業労働者や非正規労働者ための政策ではなく、大企業のための政策であり、トリクルダウンはありえないことをきっぱり言い切ることである。

この間、日本の労働者の賃金が低下している最大の原因は、正規労働者が減り、非正規労働者が増えたからである。国際競争力強化を謳い文句に、規制緩和・構造改革と称してリストラ、賃下げを行い、円高、デフレを招来した。2008年のリーマンショックによって、このような新自由主義路線は破綻した。格差の拡大と貧困の増大に反発した国民の審判をうけ、2009年に自民党政権に代わって民主党政権が実現した。

2006年の第1次安倍政権は、非正規労働者の増大が政権を揺るがす危機要因になると認識して、「再チャレンジ」を唱え、敗者復活戦により「負け組」でも「勝ち組」になれる希望を与えた。公務員や正社員は恵まれた労働者と批判し、その利権をはく奪すれば、競争のチャンスは広がると訴えた。残業代をなくす労基法改正を目論む一方、最低賃金の引き上げ、パート法改正など、自民党が非正規労働者を取り込む作戦を立てた。

2012年12月に再び政権の座についた安倍首相は、円安、インフレ政策によって「デフレからの脱却」をめざしているが、規制緩和・構造改革という新自由主義路線の基本は変わっていない。したがって、非正規労働者の拡大、流動化、貧困化を図る政策を続けているのである。第2次安倍政権は、政労使会議に連合を取り込み、大企業労働者の労働条件の向上を図る一方で、表向きは非正規労働者の正社員化（限定正社員化）を推進するなど称して非正規労働者も取り込み、さらに女性を取り込む作戦である。

しかし、騙されてはいけない。労働者派遣の恒常化、労働時間規制の弾力化、解雇規制の緩和などの政策が、口先とはまったく逆であることは明白である。そして、安倍の「賃上げが非正規労働者にも拡大した」という言葉もレアケースでしかないことは明白である。

多くの経済学者がデフレからの脱却のためには労働者の賃上げが不可欠といっている。消費者物価が2年4カ月ぶりに下落した。そのため、春闘の賃上げだけでは追いついていなかった

実質賃金がプラスに転じた。ただし、現金給与総額が増えているのはフルタイム労働者であり、非正規労働者の伸びはわずかである。この間の食料品の物価上昇は大幅なものであるが、消費者物価指数には生鮮食料品は除かれているので反映していない。インフレ政策は続けられている。2017年4月には消費税率が10%に引き上げられる。このままでは、非正規労働者の生活はさらに悲惨になってしまう。

労働者はどうたたかえばよいか。ワーキン・グプアの解消なくして、自らの賃上げも果たせないことを肝に銘じるべきである。「賃金の底上げなくして引き上げなし」である。非正規労働者の労働条件の引き上げの重要な取り組みとして最低賃金の引き上げがある。

今年の地域最賃の引き上げ幅は平均18円、地域最賃の全国平均は798円になった。それでも日本の最賃は低すぎる。2010年の政労使による「雇用戦略会議」は「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」と合意している。2020年までに1000円を達成するためには、年平均40円を越す引き上げが必要であるが、今のペースではとても達成できない。たとえ1000円を達成しても、年間1800時間労働で年収180万円であり、ワーキング・プアの解消とはならない。

先進国では最賃の引き上げがトレンドと報道されている。ドイツは今年から8.5ユーロ（約1160円）を最賃にした。アメリカは、連邦としては7.25ドルであるが、ニューヨーク州はファストフードなど外食チェーンの従業員の最賃をニューヨーク市内は2018年までに15ドル（約1850円）に、それ以外の地域は2021年までに引き上げることにした。ロサンゼルスでもサンフランシスコでも15ドルに引き上げることが決まっている。フランスは今年1月から9.61ユーロ（約1310円）、イギリスは昨年10月から21歳以上が6.50ポンド（約1250円）である。

「先進国の最賃が上がっているから日本でも」というような簡単な話でないことは、8月1日に行われた労運研の研究会で龍井さんも忠告している。龍井さんの話にもとづけば、①2020年までに1000円にという着実な審議会での取り組みの強化、②最賃をいくりにするかという生計費にもとづくリビングウェイジづくり、③公契約条例や議会・行政の取組みに最賃を位置づけさせる論理と運動、④15ドルキャンペーンのような当該労働者が主体となったたたかいと社会的ムードづくり、など様々な運動を編み上げながら最賃闘争を展開する必要がある。

それには、何よりも非正規労働者の決起が必要であり、個別の労組の取組みではなく、ナショナルセンターを超えた関係労組の共闘が必要であり、労働組合、労働NGO、労働メディア、弁護士、学者、反貧困グループなどが協力する必要がある。ワーキング・プアをなくすため、まさに「総がかり」の取り組みが必要である。そして、職場における非正規労働者の差別をなくすたたかいとともに、今こそ最賃闘争に取り組むべき時である。

## 転換期に立つ最低賃金闘争の課題と展望

龍井葉二

(元連合非正規労働センター所長)

### 歴史—日本の最低賃金はなぜ低いのか（1）

日本固有の最賃法は、1959年にでき、61年から実施されます。

最低賃銀制は1920年の第一回メーデーのスローガンのひとつです。日本の労働運動の出発時点から掲げられていました。戦後になって、最低賃金が労働基準法に項目として入りますが、必要な場合に決められるという項目で、一回も実施されずに終わってしまいました。その後1954年から懇談会で議論されますが、GATT加盟対策の面が強く、これも挫折します。

61年法の元になるのが55年スタートの審議会です。日本がまさに高度成長の入口に入ってきて、日本の低賃金によるソーシャルダンピングという批判に対して、55年段階で労働省は最初から業者間協定方式でいこうと提案します。初任給はカルテルで決めておこうという、業者間の内規です。だから労働組合が入る余地もない。すでに業者同士で決めた協定がいくつかあって、それを移行させる。しかも当時の業者間協定は中卒女性初任給だったことが、最賃が低くスタートする一番の原因と言っていると思います。当時の水準は15歳で月額4000円。25で割り戻せば日額160円になる。最低賃金といっても、規制ではなくて、業者が決めているものをそのまま追認した。制度上はいくつか方式があったのですが、実績値は9条の業者間協定が大多数という実態でいくわけです。

ところが高度成長の真ただ中ですので、初任給がどんどん上がっていく。54年から62年の8年間の推移を見ると、全体の平均賃金の約1.55倍ですが、中卒初任給が2.34倍、100人未満が2.53倍です。わずか数年で業者間協定の実効性が失われてしまう。もう一度基本的な見直しをしようということで、一言で言うと業者間協定から審議会方式へという流れになります。

64年の審議会答申では、甲乙丙と三つの地域を決めて、A業種、B業種ごとに金額のゾーンをいれる。地域と業種という二つの物差しを入れ込むことで、結果的に地域別の目安という流れになっていくのです。68年法では業者間協定方式の9条、10条は役に立たなくなったのでなくし、その代わりに、審議会方式が入って、産業別と地域別と両方決めることになります。そんな体裁を整えたものだから、やっと71年にILO条約を批准できる。71年から76年にかけて、労働省の指導によって、審議会方式の地域別が6年間ぐらいで全県に広がります。いかにも画期的な事が起きているように思えますが、実は方式だけであって、実績値は既にやっていたことの追認、つまり中卒初任給です。だから実態は変わらないまま、手続きだけ地域別の審議会方式で決まっていくのが、68年から76年にかけての流れです。

75年からは、労働組合側の方が課題提起する段階になります。オイルショックの後、管理春闘だ、国民春闘だと言われた時期に、全国一律最賃という統一要求が提起されていきます。全国一律800円といっても「全国一律最賃+上積み」ですから、それをベースに、業種、地域それぞれ決められる所が決めていいという考え方です。東京から山形、沖縄も含めて全部一律の最賃というのはどう考えてもなじまない。一律と言いつつも上積みは認める、上積みしようという方針なのです。

労働4団体統一要求なのですが、当時は雇用問題が深刻で、雇用保険の整備では4団体がまとまらず、失業保険の制度化に総評側が妥協し、それとバーターというような形で同盟が全国一律最賃に乗るという事情があって、4団体の統一要求になっていく。ただし金額をいくらにするかはまとまらず、金額は後回しにしました。国民春闘のはしりの時期で、総評もストライキを設定するのですが、74春闘の時のスト処分問題もあって、中途半端に終わります。全国一律最賃四野党要求は、国会で否決はされてなく、大臣答弁によって審議会でやることになり、76年から審議会に場所を移します。

最賃法では、同種の労働者、それから企業の支払い能力が規定されていたので、同種の労働者とは何かということ、中小零細それも30人未満となっていくわけです。ただし賃金水準ではなく、賃上げ幅で、ランク別です。地域実態があまりに違うので、地域を4ランクに分け500円からいくらかとかというゾーンをつくる。審議会で決めた地域別最賃がどこにあてはまるか。地域の実態で決める。実態は追認した上で、毎年の改訂は上げ幅だけを示す。上げ幅は30人未満の賃金が前年度どれくらい上がったかに準拠します。

こうして、ランクごとに上げ幅の目安を決め、これを各都道府県の審議会の場に移して、そこで最終決定する。この段階で地域ランク別という仕組みとしては変わっていくけれど、中卒初任給というベースは変わっていません。

ただし、この時期は各地域で上乘せしていくので、比較的地域間の格差は埋まっていきました。また、産業別最賃が地域別最賃にほとんど張り付いてきてしまって、産業別最賃をつくる意味がないというので、新産業別最賃という議論が81年に起き、初任給ではない基幹的労働者の最賃を決める。あるいは公正競争上必要なケースの場合という趣旨の新産別最賃がここから生まれてくるのです。

## 決定方法一日本の最低賃金はなぜ低いのか（2）

業者間協定から審議会で目安に移行してもベースはあまり変わりませんでした。

### 【最賃と賃金実態】（日額換算）

|      | 地域別<br>最賃 | 所定内<br>賃金 | 中卒初任給 |      | 高卒初任給 |      | 女子<br>パート |
|------|-----------|-----------|-------|------|-------|------|-----------|
|      |           |           | 男     | 女    | 男     | 女    |           |
| 1977 | 2324      | 5934      | 2816  | 2552 | 3276  | 3136 | 3512      |
| 1987 | 3666      | 9131      | 4120  | 3884 | 4724  | 4404 | 4984      |

77年から87年の10年間で最賃が上がっていますが、所定賃金の半分に達せず、高卒初任給の水準にも達していません。中卒、しかも女子の水準に張り付いている。パートの実態から見てもかなりの乖離があります。最賃引き上げがどこに影響を与えたのかというと、最低賃金が5円上がると、地域のパート賃金も連動して5円上がるというように、間接的影響はあった

ということです。

目安論議は、最賃をいくらにするかというよりも、いくら上げるかというもので、しかも、労使の主張は並行線でまとまらない。そこで公益委員見解をだすのですが、公益見解は第4表という賃金調査結果の数字そのものです。審議会がなくても第4表の集計があれば目安は決まってしまうということが、実は80年代以降続くのです。

地域で目安に上乘せの議論をします。各県の審議会と同じように三者構成でやって、県の実態がこうだからと言ってそこに上乘せするわけです。これは地賃委員の腕の見せ所ですが、地方で最賃引き上げの影響率の大小によって、ある程度の引き上げが許容される場合もあるわけです。

最賃闘争という場合に、最賃がどう位置付けられて、どういう闘争をやってきたのか。労働組合の対応として、正社員だけ組織している組合であれば、最賃引き上げが組合員全体の中でどういう位置付け、どういう切実さ、どういう必要性があるのかということが問われます。つまり1952年の総評賃金綱領以来、時代を画するような最賃闘争方針がなかったのではないかと。審議会中心だった最賃闘争のあり方が問われていると思います。

### 構造—日本の最低賃金はなぜ低いのか（3）

では、なぜ最賃が中卒初任給の水準で続いてきたのか。大きな要因が二つあります。

仕事給は就いている仕事で決まるので、初任賃金が横断型です。これに対して、属人給は経験ゼロ、あるいは単身者から始まってOJTで賃金が上がってきます。仕事給は仕事に値段がついていて誰がやっても同じなのに、属人給は人に仕事がつくので、その人が何をやるのか決まっています。

日本でよく言われるのは、ブルーカラーの人でもジョブローテーションをして、半人前から一人前にOJTで育ってきます。いきなり一人前になるわけではない。もちろん、すべての人が半人前から一人前になるのですが、日本では半人前で入社し、それから一人前になっていきます。

ヨーロッパ的な賃金発想だと、訓練を受け、スキルを身につけてから正式に仕事につく。つまり初任賃金はすでに一人前賃金＝世帯賃金で、それが最低賃金の対象となる。ILO条約の最賃も「家族を含めた賃金」です。日本の初任賃金は、半人前＝単身です。賃金の思想が最低賃金のあり方の根底にあるわけです。

もう一つの要因として、労働者は、職人と違う、自営業者とも違う。見ず知らずの人の指揮命令に従うわけです。そういうものとして労働力は形成される。この時にヨーロッパの場合の歴史はどちらかというと共同体が丸ごと壊れるので、労働者は独り立ちする。ところが、日本は共同体が残る。もともと小さな農業経営なので、農家の二男か三男あるいは繊維労働者の女性のように、実家が残ったまま外に出ていく。労働者の成り立ち自体が単身者なのです。だから労働者が形成される事情から言っても、家族持ちではない人が労働力として入ってくる。という違いは、初任給がなぜ低い賃金から始まったかという要因の一つとして考えられます。

## 転機—06～07年に何が起きたか

今までの話から劇的な変化が起きたのが、2007年以降になります。最賃の引き上げ幅だけを見ると、それまでとは雲泥の差になっていくわけです。

ただ、連合の取組みから言うと若干の伏線があって、いわゆる賃金引き上げを中心にしてきた春闘の中で、春闘改革の議論がいくつかありました。企業内最賃、パートも含めた全従業員の最賃協定、パートの時給引き上げ要求(2001年)などです。そして「引き上げから底上げへ」の方針を掲げたのが2002年、2003年の例のトヨタ・ベアゼロの時です。底上げの指標はということで、連合リビングウェイズを出し、「誰でも時給1000円」キャンペーンを展開しました。

小泉時代に格差と貧困が広がっていき、連合もワーキング・プア問題に対応しようという方針にカーブを切った。この時期に登場したのが、第1次安倍内閣で、翌07年の参院選を控えていたこともあって、政治的な危機感を感じていた。同じ時期に民主党が、全国制定最低賃金という言葉を使って1000円という方針を出し、政府はパート法と最賃法の改訂の議論に入ります。

毎年の最低賃金審議会とは別に、安倍内閣は三者構成の成長力底上げ円卓会議をつくります。この中で中小企業の支援もしつつ、最賃の中期的な引き上げの方針を打ち出す。片方で連合とか労働組合に対して「恵まれた労働者」という大キャンペーンを行い、自民党の側から労働国会という位置付けをし、「非正規問題は自民党が代弁する」と豪語するわけです。

最賃をめぐる一番大きな議論は生活保護との整合性です。「働いて生活保護以下はないだろう」という情緒的な議論から、最賃法の議論に入ったのですが、これは極めて画期的なことでした。厳密に言えば、最賃と生活保護水準は性格が異なるものですが、これによって、いままでの「いくら引き上げるか」の議論から、初めて「いくらにすべきなのか」ということが議論になったわけです。われわれは、高卒初任給は一般労働者の半分は上回ることを主張しましたが、これは、併記をするだけで終わり、最賃法改正は一年先送りになるわけです。

最賃が生活保護を下回る地域は、無条件に生活保護まで持っていこうということになりましたが、厚生労働省は、経営側に対して「影響率のあまりない都市部で上げるだけですから」と説得したと思います。ただ、この時の審議会は大変で、特にDランク地域の経営側の自民党批判も強く、審議会は二晩徹夜をして、最賃の引き上げが初めて二桁になるわけです。連合の中でも、地域間格差は開いていくということで、各地方連合会の責任者を説得するのが大変でした。

このように、最賃法は画期的な改訂だし、パート労働法もやっと法律らしい法律になった。その背景にあったのは「政治危機」だったと思います。

## 戦略—何から始めるべきか

ワーキング・プアといわれる現象が社会問題化して、労働運動の真ん中に据えられていくのがいつ頃で、なぜなのか。

先ほどの、半人前から一人前の話というのは、仕事やスキルの面での一人前。もう一つは単身賃金ではなく世帯賃金でした。これに対して非正規労働者、スキルの面でも賃金の面でも一人前になれない。均等法以前の女性たちは正社員でも一人前になることが想定されてない。今

でもその傾向は残っていますが。

80年代にパート法の議論がされた時に、当時の中央職業安定審議会会長の高梨晶さんは、学生のアルバイト、主婦パート、高齢者パートなど不安定雇用労働者は、基幹のだけ「ミゼラブルでない」と断定しました。彼ら彼女らは、正社員の男に養われている人たちだからです。つまり、雇用システムというのは雇用・扶養システムでもあり、非正規労働者、不安定雇用労働者は、正社員に扶養されるがゆえに半人前でいい。ミゼラブルではないという前提で、賃金制度も労働政策も最賃も設計されているわけです。

ところが、やがて地殻変動が起きるわけです。1997年が正社員の絶対数のピークで、98年以降は正社員の絶対数が減少に転じます。非正規が増え続けて、正社員が減少するわけですから、正社員から非正規の代替が進む。それによって、今まで正社員がやっていた仕事を非正規がするようになり、同一労働同一賃金が適用されるような状況が生まれる。もう一つ、もっと重要なのは、扶養する側である正社員が減り、おまけに自営業者も激減していくなかで、自ら生計を立てる非正規が増えてきたのです。自ら生計を立てる非正規ということ雇用・扶養システムも政策も想定していません。

自ら主たる生計を立てる非正規がどれくらいいるのかというデータがなかなかない。連合本部の生活アンケート調査によると、おおざっぱですが16%。ワーキング・プアというのは第一義的にはこの人たちのことだと思います。つまり、最賃の引き上げを切実に必要としている人たちです。

そこで、最賃を引き上げようというときに、誰でも時給1000円という議論もあると思います。連合の方針もそうでした。もう一つは、持続可能な社会にしていくために、単身賃金ではなくて、世帯で子どもを含めて再生産していける賃金という考え方が成り立つと思います。単身から世帯へと行った時に、男性正規社員が五人四人養うのではなくて、男女にかかわらず一人が一子を養う賃金を保障するという考え方がありえるのではないかと。一番困っている人に焦点を当てて、その困っている人が共感できて参加できる運動をつくって、なおかつ、そこを地域や業界も含めて合意を取っていく根拠を持つということですね。

連合は2003年に連合リビングウェイジを設定しました。マーケットバスケット方式で、生活必需品の経費を積み上げて生計費を計算するのですが、その時に世帯構成別に、単身と一人一子モデル。これも誤解のないように言っておきます。男性、父親と書いてありますが、男性衣服などで計算したからです。

当時、一人一子という考え方はまだまだ理解されず、連合の方針には入らなかったのですが、単身でも男性稼ぎ手モデルではないモデルは示すことができました。もちろん、離婚を勧めているわけではありません。賃金の最低のラインを示すことが目的ですから。共稼ぎで言えば、夫婦子ども二人の四人です。これはあくまでも問題提案の一つなので、各地域で、市民、県民にとってどれだけ必要経費がかかるか、皆で試算してみたいです。

さて、こうした考え方を最低賃金とどう結びつけるか。労働相談を担当していた頃、スーパーで10年働いている人から電話かかってきて「なんで私と昨日入ってきた高校生の女の子の賃金が一緒なのよ」と。同一労働賃金ということでは間違っていないかもしれない。もちろんスキルに違いはありますが。では、その人が母子家庭のお母さんだったらどうか。そうする



と一人一子モデルが適用され、もしも最低賃金で保障するとしたら、母子母は 900 円で高校生の子は 800 円となるのか。それとも年齢別の最低賃金を設定するのか。あるいは最低賃金そのものを一人一子モデルとし、そうでない人は最賃の適用除外にするのか。これから議論をしていく必要があります。

参考になるのが、ニューヨーク州の最低賃金です。州全体は確か 10 ドルなのに、子どもがいる人は 11.75 ドルと、別立てでつくる。これも一つの方法でしょう。年齢で刻んでいくのも、根拠が難しいです。最初の業者間協定は、15、16、17 歳と年齢別の業者間協定で、そういうやり方もないわけじゃないけど、業者間協定は実態値だからできた面がある。

いずれにしても、審議会方式でやろうとしたら、労働者側が提案をして、相手が納得しないまでも、まあしょうがないと言わせないといけないわけです。議会の場合もそうです。組合の中でも合意をとるのは大変だと思いますが、でもどこかがひとつの方針を出さないとはいけません。

これに関して論点がいくつかあって、一つはいわゆるベーシックインカムのような社会政策、社会保障的なものとかみ合わせるかどうか。仮にベーシックインカムを 8 万円にしたら、最賃はその上積みだけでいいのか。二つ目、先ほど紹介したリビングウェイジが、宮崎と埼玉で何が違うかという、家賃です。例えば住宅費を公費で全額か一部を出すことになったら、最賃はどうなるのか。あるいは教育費が全額国費になると、リビングウェイジの試算も変わってくるわけです。そうであれば、最賃を下げてもいいのか。私はそう単純ではないと言っています。住宅費補助、家賃補助、子ども手当などの財源は税金、社会保険料です。それを払える賃金でなければ上乗せできないわけですし、賃金は何よりも労使間の配分ですから、使用者の配分が少なくてもいいということにはならないはずなんです。だから、公費負担があれば賃金が低くていいということはありません。

さらに議論していくべきは、運動の進め方をどうするかです。アメリカの最賃がホットな話題になっていますね。アメリカは議会方式なので労働組合の運動が弱いと最賃が上がっていかない。アメリカは 90 年代の終わりから 2000 年にかけて、物価が上がっているのに、最賃は上がっていません。久しぶりに議会で取り上げて、いっぺんに上がった。

アメリカでは全州の最賃が 7.25 ドルで、全労働者に適用される。これをベースに各州で、たしか 30 州ぐらいで上積みをしていて、カリフォルニアなど、西海岸の方に比較的集中している。一番高いところで 11 ドルぐらい。これには適用除外がいくつかあって、ひとつは流通サービス業でチップを貰う労働者で 2.25 ドル。それから農場、農業労働者。売上げが年間 50 万ドル以下の中小労働者など。けっこう多いのです。州の最賃に、さらに市、郡での上乗せが可能で、2009 年、2010 年に 3 つぐらいしかなかったのが、いきなり 18 に増えました。シアトルとかサンフランシスコは 15 ドルにまで上がったわけです。

なぜこうなるかというと、ひとつは公契約条例でリビングウェイジを積み上げる。二つ目は、2010 年ぐらいのウォール街占拠運動。ニューヨーク州の賃金が 10 ドルに上がるのも 2010 年です。三つ目が、ファースト・フードのストライキ。この 15 ドル運動は SEIU（国際サービス従業者労働組合）が中心に闘われた。これらはすべて、組合運動、社会運動、地域運動です。そこから当事者だけではなく、市民含めて大きな流れとなっていきました。（詳しくは日弁連の

報告書参照)

日本でも今まで、連合の 1000 円キャンペーンとか、反貧困運動の時期も含めて、いろいろな経験をしてきました。今振り返ると、第一次安倍内閣が、あそこまで最賃を引き上げたというのは、2006 年当時のワーキング・プア問題、貧困問題が、政治的危機になっているという認識でしょう。

その後も貧困問題、非正規雇用問題はまったく改善されていないわけですから、アメリカの運動がそうであるように、当事者だけでなく、社会全体の問題、地域全体の問題に浮上させ、「政治的危機」の状況をどうつくりだしていくのか。審議会に依存するのではなく、公契約やリビングウェイジの具体的運動を、政治的立場やセクトの枠を超えて、どう運動にしていけるのか。それが問われているのだと思います。

特にリビングウェイジについては、各市町村でさまざまな人が参加して試算をし、その必要性を地域の共通認識にしていくような運動も必要です。それが結果的に、公契約の取引条件や最賃とも連動していくわけで、最賃をどうするかという課題だけでなく、もっと幅広い課題で幅広い運動をつくりだしていく必要があります。

とにかく、可能な地域から、最賃引き上げを切実に要求している当事者たちが声をあげ、動き、その共感が広がり、既存の枠を超えた運動になり、それが他の地域にも連動していくといった「運動モデル」を組み立てていくことは、決して不可能ではない。こうした運動モデル自体が、ひとつの対抗軸になっていくのだと確信しています。

(この文章は、2015年8月1日に行われた労運研第4回研究会での龍井氏の講演を編集部でまとめたものです。)

## 最低賃金引き上げ闘争の新たな展開を

---

河添 誠 (都留文科大学非常勤講師／元・首都圏青年ユニオン書記長)

最低賃金の引き上げが大きく論じられるようになってきた。

サービス業などのパート賃金の多くは、最低賃金とほぼ同じ水準である。この水準が低すぎるために、非正規雇用労働者の貧困の最大要因となっている。週40時間労働で働いたとして年間の所定内労働時間は1860時間である。この時間数を最低賃金額に掛けて年収を計算してみよう。全国加重平均で時給798円なので、年収148万4280円にすぎない。全国で最も高い東京都の時給907円でも、年収168万7020円だ。最も低い宮崎県、沖縄県、高知県、鳥取県の時給693円だと、年収128万8980円にしかない。すさまじい低賃金・貧困状態が放置されているのが最低賃金の水準である。

非正規雇用労働者が労働市場の40%にも迫ろうとしており、しかも、かつてのように非正規労働者の主流が主婦パートと学生アルバイトで構成されていた時代と異なり、パート収入だけで生活している労働者は急増しているため、最低賃金の引き上げの意味は大きい。

3年ほど前からアメリカのファストフード労働者やウォルマートなどの流通業での低賃金労働者がストライキに立ち上がり、「時給15ドル」を実現するために地域の団体や社会運動と協力しながら運動を展開し大きな成果をあげていることは注目されている。

こうした国際的な運動の呼びかけに呼応して、去年と今年の2回、全国一般東京東部労組や下町ユニオン、首都圏青年ユニオンなどが協力して「ファストフード世界同時アクション」という取り組みをおこなった。東京の渋谷センター街でデモ行進し、マクドナルドの店舗前でにぎやかにアピール行動をおこなった。ここで掲げたのは、「時給1500円 これが常識。」「働きすぎはもう終わりだ。」というものだった。低賃金であるがゆえに長時間労働を強いられている労働者が多い実態から、この二つを掲げた。長時間労働を規制することはもちろん不可欠だが、長時間労働をしなくても生活可能な賃金水準を実現することも不可欠である。時給1500円と聞くと、「高すぎる」という印象があるかもしれないが、実は渋谷など東京都心部の繁華街でのパート・アルバイト賃金は1000円を超えていることも珍しくない。しかも、時給1000円で計算しても、年収186万円にすぎないし、時給1500円で計算しても年収279万円にしかならない。最低賃金を引き上げなければならないというところまでは労働運動／社会運動で共通の認識になっているところだろう。

しかしながら、「どの水準が適正なのか」「全国一律がいいのか」「年齢別に段階をつけるべきか」などといったことになると、とたんにまったく合意がなくなってくる。しかも、その合意がないままに数十年が経過しており、最低賃金の引き上げ闘争についての議論が活発化したということもない。

まずは、「最低賃金の引き上げ」に関する議論を活性化させるところから始めるしかない。先日の労働運動研究討論集会での研究会で最低賃金をテーマに議論したことは、整理すべき論点を出されたという点で意味があったと思われる。さらに議論を前進させるうえで、やや粗雑で乱暴な問題提起になるかもしれないが、私が考えていることを以下で述べる。

これまでの労働組合運動の中では、最低賃金の決定が審議会でおこなわれていることを前提に、その中での議論にいかに関労働者側の要求を反映させるかという点に問題を集中させてきた。しかしながら、その運動は、最低賃金水準に近い賃金水準で働く労働者の要求を鋭く突き出すという点で弱さがあったのではないかと考えている。

連合、全労連や民主党、共産党、社民党は、言い方は多少違うのだが「時給1000円」を最低賃金の目標金額として出している。この水準であっても現行制度の下では実現することはなかなか困難である。だが、この水準では年収186万円にしかならないのである。労働組合のナショナルセンターや政党が、貧困状態を脱却できない最低賃金水準しか目標にしていないことになる。この目標額が、多くの低賃金労働者にとって要求足りうるだろうか。最低賃金審議会の中での議論に噛み合わせながら運動を進めようとする、どうしても、その実現可能性から大幅アップの要求額を掲げようがないのである。

さて、では、「時給1500円」を掲げた「ファストフード世界同時アクション」のような運動で十分かということ、そうではないだろう。この運動は低賃金労働者の要求を強く打ち出すことには成功していると思うが、具体的な実現方法を提示していないからだ。

つまり、最低賃金の大幅アップの運動を前進させるためには、低賃金労働者自身の生活を支

え得る要求額を掲げることと同時に、「最低賃金の合理的な決定制度」そのものをいかに変えるかを議論する必要がある。決定方式を変更するのか、審議会方式そのものを変える必要があるのかについての議論を開始しなければならないだろう。「合理的な決定制度」についての考えがまとまらなくとも、「時給1500円」などの要求を掲げた運動を大きくしていくことは意味があるだろう。それをやりながら、低賃金労働者・非正規労働者を巻き込みながら議論と運動を広げて行くことが求められているのではないか。

また、最低賃金引き上げの議論をすると、中小零細企業の経営問題とぶつかるわけだが、まずは最低賃金を大幅に引き上げるといふ議論と運動とが先に強くなるとまともな中小零細企業支援策は生まれまいだろう。この問題を持ち出すことによって最低賃金引き上げ運動にブレーキがかけられるという悪循環から解放されることが大切だ。

さらに、低賃金労働者を大量に雇用することで大儲けをしている企業のビジネスモデルにも切り込む必要があるだろう。外食産業やコンビニ、スーパーなどは、大量の低賃金労働者の存在抜きには成立しえない。「最低賃金を上げると中小零細企業が大変」といふ議論で最低賃金引き上げ運動がブレーキをかけられている間に企業体力のある企業が低賃金労働者を雇って大儲けしている実態についても批判をしなければならないのではないか。

最低生活の底をつくる運動の中心に、最低賃金引き上げの大運動を位置づける必要がある。そのための議論を深めて行きたい。11月10日(火)夜には、ブラジル・サンパウロで開かれた「第1回ファストフード労働者世界大会」の報告集会も都内で開く。世界の運動とも連携しつつ最低賃金を大幅に上げるための本格的な議論を開始したい。

#### 【つづり言】

「民主主義って何だ。これだ。」の連呼とともに「戦争NO!」の運動が、沖縄・脱原発などと連なり大きなうねりとなった。この運動の後景には、9条だけでなく、戦後憲法体制の総破壊、社会の土台が崩されている現実がある。労働・雇用、医療・福祉・介護、子育てから大学教育まで、安倍内閣の暴走である。▼だからこの運動は「戦争NO!」とともに、憲法を生かす共同戦線を求める。▼共産党は「戦争法廃止の国民連合政府」の実現を呼びかけた。共産党の呼びかけは「歓迎すべきものだが戸惑いがある。▼憲法学会の重鎮のひとりでもある浦部法穂神戸大名誉教授は「戦争法制」を廃止するには安倍を政権から引きずり下ろし「政権交代」を実現するしかない、というのは正論だが……。一強多弱の「何でも決められる政治」をなぜ許してしまったのか、と問う。▼「新自由主義」への野党、憲法敵視に対する野党↓こういう「本物の野党」による政権交代なら意味があるが……。

▼憲法が政治の共通土台になっていけば、政権交代があっても政治の土台は動かないが、憲法が共通土台になっておらず憲法とは別の土台の上に政治の「構築物」がどんどん作られていってしまったあとでは、それを全部壊して憲法の上台の上に新たに作り直すのは容易でない↓そういう状況で「政権交代」を追求すれば、憲法の上台の上に立つ政党はなくなってしまふ。※いま重要なのは、憲法という土台の上に立つ政治を追求する党派が、政治に一定の現実的影響力をもつ程度の議席数を有し、憲法を逸脱した土台の上の構築物の積み上げを許さず、憲法と重なる土台の上の構築物の「増築」を要求し、それを一つ一つ勝ち取っていくこと。※政権獲得をめざす必要はないし性急にそうすべきでもない↓「政権交代」よりも「三分の一の抵抗勢力」の緊急性を説いています▼私たちはそれにどう応えるのでしょうか。秋季合宿のテーマである。杯を交わしながらもしっかり議論しましょう。(C)